

ハワイ州
第一巡回裁判区巡回裁判所

ハワイ州,)
)
原告,)
) 民事事件第 07-1-1671 号
対)
) 裁判所判決
イオンド大学その他,)
)
被告.)
_____)

口述速記録

ゲリー W. B. チャン裁判長により、2008年10月17日に実施された審理に係る速記録である。

出廷者

ジェフリー・ブラントン氏
マイケル・モリヤマ氏

原告側訴訟代理人

ロバート・カワムラ氏

被告側訴訟代理人

ラヘラ・カマラニーモエ
公式法廷速記者
CSR 321/RPR
ハワイ州第一巡回裁判所

1 2008年10月17日

午前中の審理

2 --o0o--

3 裁判所書記官：民事訴訟日程表に第1号事件と記載されている民事
4 事件第07-1-1671号、陪審員による裁判を受ける権利を放棄済みの「ハワイ州
5 対イオンド大学」事件に係る審理であります。

6 訴訟代理人の皆さん、出廷されている旨述べて下さい。

7 ブラントン氏：お早うございます。裁判長閣下。原告訴訟代理人の
8 ジェフリー・ブラントン及びマイク・モリヤマであります。

9 裁判長：お早うございます。

10 カワムラ氏：お早うございます。裁判長閣下。本件において、共同
11 被告とされているイオンド大学及び本日出廷しております中野幾雄氏の訴訟
12 代理人のロバート・カワムラであります。また、同会社の代表者であるトオル・シミズ
13 氏も同じく出廷しております。

14 裁判所：結構です。皆さんお早うございます。皆さん、どうか
15 ご着席下さい。

16 本日、私達がここに参集した理由は、本裁判所の判決を発表する
17 ためです。そこで、訴訟代理人の皆さん、裁判所としてその判決を発表することを
18 避けるべしとする何らかの理由がありますか？

19 ブラントン氏：ございません。裁判長閣下。

20 カワムラ氏：ございません。裁判長閣下。

21 裁判長：大変結構です。

22 本裁判所としては、その判決を極めて概括的な形式で発表するものと
23 致します。そのうえで、詳細かつ完全な形での事実認定、法律及び命令の
24 適用関係に係る結論については、勝訴側に対し、その作成を行うよう委ねること
25 になります。

1 本裁判所は、本事件の対象となっている事柄及び本事件の関係者に関
2 し、管轄権を有すること、並びに本事件を本裁判所において取り扱うことが適切であ
3 ると判断するものです。なお、本裁判所としては、本裁判所が「イオンド」又は「イオ
4 ンド大学」と述べる場合には、特に、ハワイの会社について言及しているものである
5 ことを明らかにすることを希望するものです。また、本裁判所として、日本の会社に
6 言及することを意図している場合には、「イオンド」という名前に加えて、「日本」という
7 言葉を使用するものとします。

8 イオンドは、ハワイの弁護士であるドナルド・ヒダニ氏の支援を受けて、
9 1999年に設立されたハワイの会社です。ヒダニ氏は、短期間ながらイオンドの役
10 員の一人でありました。同氏は、イオンド日本については、如何なる形であれ何らか
11 の地位を占めたことはありませんでした。また、同氏は、イオンド日本による何らか
12 の証明書又は卒業証書の発行について、その事実を承知した上で参加したことは
13 ありませんでした。

14 イオンド大学の当初の構想は、中等教育修了者に対する教育について
15 授業料を徴収するとともに、当該教育に係る課程を成功裡に完了した際には、学位
16 又は卒業証書を発行するというものでした。しかしながら、ハワイ州修正法典第446
17 E章に規定される要件のため、イオンドは授業料を徴収しないこと、また、学位若し
18 くは卒業証書を発行しないことを決定したものです。イオンドが誰に対してであれ、
19 授業料を徴収した事実はなく、また、学位若しくは卒業証書を発行したことも皆無
20 でした。従って、イオンドは、ハワイ州修正法典第446E章の適用の対象ではない
21 こととなります。

22 その結果、第一次修正訴状に記載された第1、第2、第3、第4、第5及
23 び第6の訴因に関して、被告側に有利であり、同時に、原告側の主張とは異なる判
24 決が下されることとなります。これらは、全て、ハワイ州修正法典第446E章の規定
25 に基づき、請求を法的に訴追する際の訴因であります。

1 イオンドは、業務開始に向けて準備作業を進めるに当たり、授業料及
2 び諸費用の一覧表、インターナショナル・スタディに係る授業科目の一覧表、
3 教授陣の一覧表、学士号、修士号及び博士号を発行するようになること、イオンド
4 では、学生の人生経験に応じて単位を付与すること、イオンドが認定取得済みの公
5 的な機関であること、ハーバード大学その他のアメリカにおいて最も歴史の古い
6 諸大学と大学と同等な存在であることを主張する内容の記述を盛り込んだコース・カ
7 タログ及びウェブ・サイトを作成していました。

8
9 イオンドの事務局は、オフィスは、ワイキキのリリウオカラニ通り第140
10 番地に設けられました。この事務局の写真も同じようにカタログ等に掲載されてい
11 ました。イオンドは、名誉的な称号であることを明らかにしないまま、博士号を保持し
12 ているとされる教授陣を擁し、また、ポーランド国のロズツキ(L-o- d-s-z-k-i)大学と
13 提携関係にあると記述していました。イオンドのコース・カタログ及びウェブ・サイト
14 に盛り込まれていた、このような10項目の主張は、何れも真実ではありませんで
15 した。

16 イオンドについて評価できることとして、そのウェブ・サイトの第2頁及
17 び第52頁に、一定程度の免責事項を記載していたことが挙げられます。イオンドは
18 第2頁において、イオンドが公的な機関として認定取得済ではないこと、また、少な
19 くとも25名以上の学生が登録していない限り、如何なる学位も発行することがで
20 きない旨記述していました。また、イオンドは、第52頁において、ハワイ州修正法典
21 第446E章の規定のために、第1に、授業料を徴収すること、第2に、学位を発行
22 すること、及び第3に、教育を実践することを含め教育機関としての一切の活動を行
23 わない旨決定したと述べていました。しかしながら、イオンドは、シンク・タンク大学と
24 して、ハワイ州内において、情報の収集及び発出を実施することを決定していま
25 した。

1 しかしながら、イオンドは、これらの免責事項を自らのウェブサイト
2 に付け加えたものの、その一方で、引き続き、イオンドが学生に対し、学位を
3 発行すること、及び学生に対し、その個人的な経験に応じて単位を付与する
4 旨の記述、その他合わせて10も項目にも及ぶ虚偽の記述を記載していました。イオ
5 ンドの代表者の説明によれば、イオンドがこれらの虚偽の記述を自らのコース・カタ
6 ログ及びウェブ・サイトから削除しなかった理由は、イオンドとして、ハワイ州修正
7 法典第446E章が将来の何時かの時点で改正されること、それに伴い授業料を徴
8 収し、学位及び卒業証書を発行すること等の教育的な活動を再開することができる
9 ようになると期待していたためであるとされていました。何故虚偽の記述を削除
10 しなかったのかという点に係るイオンドの代表者の説明を、情報源の中にこのような
11 虚偽の記述を敢えて留め置いたことに係る弁明として受け入れることは極めて困難
12 なものであります。

13
14 イオンドは、書面としてみる限り、極めて公式なもののように見受けられ
15 る高度に洗練されたカタログ及びウェブ・サイトの形で大変印象深い情報提供用
16 資料を作成し、利用していました。しかしながら、単にこれらの書面やウェブ・サイ
17 トの内容の検討に止まらず、更に、精査を行ったところ、イオンドは、全く虚偽に満ち
18 た教育活動であることが判明しています。イオンドがハワイに所在する適法な高等
19 教育機関であると判断するために必要な信頼に値する証拠が欠落しているもので
20 あります。

21 更に、情報源の中に、上記のような虚偽の記述の記載を留め置きつつ、
22 並行して、同じ情報源の中に免責事項を記載しているという事実のため、これらの
23 情報提供資料を参照する者にとって、カタログやウェブサイトには盛り込まれて
24 いる情報が極めて紛らわしく、かつ、誤解を招来する可能性が高くなっています。
25 そのようなものとして、イオンドの情報源の中にこれらの相矛盾する記述をその

1 まま放置していたことは、イオンドとして何らの適法な教育活動に従事していな
2 かったことと相俟って、不正かつ詐欺的な行為を構成することになるものであり
3 ます。

4 本裁判所は、また、イオンドがハワイ州内に居住する自然人をその
5 登録済み代理人として選定することを怠っていたことは、ハワイ州修正法典第414
6 D-71条第2A項の規定に違反するものと判断しています。その場合、本裁判所
7 として既に認定した不正かつ詐欺的な行為の一部を構成することになるものと考
8 察されます。

9 本裁判所は、適切な救済措置を如何なものとするかという点について
10 検討する過程の中で、イオンドの不正かつ詐欺的な行為の結果として一般公衆の
11 何れかの者に何らかの実害が発生したか否かという点について、何らの証拠も存在
12 しないという認識に至っています。従って、原告には、損害額について三倍賠償を
13 受領する権利を認めることは出来ず、その代わりに民事的制裁金を賦課することが
14 適当と見受けられるものです。

15 既述のように、一般公衆の何れかの者に何らかの実害が発生したか否
16 かという点については、何の証拠も存在しません。また、イオンドにとって有利な
17 ドにとって、有利な事情として、虚偽の記述を削除することを怠り、そのために誤解
18 の恐れの大いなる情報を提供したという点においてその価値が減じたと言わざるを得
19 ないものの、敢えて自らの免責事項を公表するよう試みたことが挙げられます。従
20 って、本裁判所は、イオンドの情報源から派生した不正かつ詐欺的な行為は、単一
21 の違反を構成するものと認定するに至っています。

22 ハワイ州修正法典第414D-71条(2)(a)の規定の違反も、また、
23 別個の単一の違反を構成するものです。イオンドがこれまでにその活動を維持
24 するために700,000ドルを出捐した旨の主張を行っていることに鑑み、一違反
25 当たり10,000ドルを最高限度とし、又は全ての違反事項について合計で20,000ド

1 ルの民事的制裁金を賦課することが公正な決定であるように見受けられるもの
2 です。

3 更に、本裁判所は、イオン ドが何らかの適法な教育活動に従事し
4 してきたという事実を認定することは出来ませんでした。従って、本裁判所は、差し
5 止め救済命令を発出し、イオン ドが自らに適用されるあらゆる法律を遵守しない限り
6 又はこれらの法律を遵守するようになるまで、2008年12月1日又はそれ以前の
7 ある時点を起点とし、それ以降、引き続き毎日、ハワイ州内において、カタログ及び
8 ウェブ・サイト等を通じてその情報提供用資料を配布又は利用させることを含め、
9 かつ、必ずしもそれらに限られない何らかの活動に従事することを差し控えるよう
10 に命令するものであります。従って、訴因第7、第8、第9及び第11については、既
11 に述べたように、原告にとり有利であり、一方、被告イオン ドにとり不利な判決を下
12 すものであります。

13
14
15 ここで翻って被告中野幾雄に対する請求に関する事項について検
16 討すると、中野教授は、イオン ドの運営に関する限り、適切な配慮を図っていな
17 かったように見受けられるものの、本裁判所としては、中野教授の側に情報源に
18 ついて個人的な責任を負うとするに足る直接的な行為があったと判断するこ
19 とは出来ていないものです。中野教授は、イオン ドの所有者ではなく、また、不正か
20 つ詐欺的な行為を構成するに至った情報源の作成を担当していた訳でもありま
21 せんでした。しかしながら、中野教授は、自らが日本国の居住者であり、ハワイ
22 州の居住者ではなかった点について終始承知していながら、イオン ドの登録済み
23 代理人として指定されることを許していました。もし、中野教授がイオン ドの登録済み
24 代理人として指定されるための要件には、ハワイの居住者であることが含まれること
25 について不知であったと主張しているとするならば、そのような主張は、適切な弁明

1 とは認め難いものです。

2

3 従って、本裁判所は、被告中野は、イオンドがリリウオカラニ通りの
4 住所をその事務局の所在地と主張するための適法な権利を何ら有しないことを
5 承知しながら、自らの名前を登録済み代理人として利用することを認めることによ
6 り不正かつ詐欺的な行為に参画していたと判断するものであります。このような
7 行為は、単一の違反を構成するものであり、民事的制裁金として2,500ドルを賦課
8 するものとします。この違反行為により、実際の損害が発生したか否かという点につ
9 いては、何らの証拠も存在しないことから、本裁判所として、原告に、損害額につ
10 て、三倍賠償を受領する権利を認めることは出来ないものです。

11

12

13 被告中野に対して、同人がハワイ州政府に対し、イオンドの登録済
14 み代理人である旨を示した何らかの書類をこれ以上提出することを即時に停止
15 することを命令するものであります。訴因第10及び第11については、既に述べ
16 たように、原告にとり有利であり、一方、被告中野にとり不利な判決を下すものであ
17 ります。

18

19 本裁判所は、原告の代理人に対し、詳細かつ完全な形での事実認
20 定、法律及び命令の適用に係る結論、並びに個別の判決を準備することを委ねるも
21 のです。

22 原告側としては、何らかの質問又は発言すべきことがありますか？

23 まず、ブラントン氏は如何ですか。

24 ブラントン氏： 何もございません。裁判長閣下。

25 裁判所： カワムラ氏は、如何ですか？

1 カワムラ氏： ございません。

2 裁判所： 結構です。本裁判所は、休廷と致します。

3 (訴訟手続きは完了した。)

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

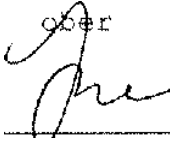
24

25

証明書

私こと、ラヘラ・カマラニーモエは、ハワイ州第一巡回裁判所の公式の法廷速記者であり、以下に署名をすることにより、上記の第1頁から第9頁までの記述がゲリー W.B.チャン裁判官が2008年10月17日に審理を担当した訴訟手続きの完全な、真実の、かつ正確な速記録であることを、ここに証明するものである。

日付： 2008年10月21日



ラヘラ・カマラニーモエ, CSR 321/RPR